

「農地を守り！次世代に引き継ぐお手伝いをします！」

農地中間管理機構だより



随時発行

発行者：農地中間管理機構(公益社団法人宮崎県農業振興公社)

◆ 第12号の内容

- 1 農地中間管理事業評価委員会の開催について
- 2 農地中間管理機構を軌道に乗せるための改善策について
- 3 農地中間管理事業審査会（7月）について
- 4 県内での取組事例地区紹介（8）



1 農地中間管理事業評価委員会の開催について

機構は、6月30日（火）に外部有識者5名で構成される農地中間管理事業評価委員会を県地域農業推進課立会いのもとKITENビルで開催しました。委員会は、機構の平成26年度事業実施体制や事業実績等を評価するもので、福田委員長（九州大学教授）の議事進行のもと、事務局から①宮崎県における農地中間管理事業の基本的な考え方、②機構の取り組み状況、③事業の実施状況、④事業推進上の課題と今後の進め方について説明を行った後に、評価項目に基づき事務局との質疑を交えながら各委員から評価をしていただきました。

評価項目は以下の4項目で、それぞれの項目における主な意見は次のとおりです。

（1）機構の組織体制について

- ・全体的にマンパワーが不足する点は初年度は仕方ない面もあるが、2年目以降はさらに人員を確保して強化すべきである。
- ・機構職員だけではなく、関係機関等の担当者も制度への習熟を図り、質・量の両面から人員体制の整備を進めるべきである。

（2）県・市町村等との連携について

- ・県や市町村等の関係機関と連携しながら事業を推進していると評価できるが、効果的な連携が構築されているのか確認しながら、関係機関との連携を一層進めてほしい。
- ・農地集積は、市町村がより積極的に取り組まないと進まないと考えられるので、市町村、JA等の主体性が担保されるよう取り組んでいただきたい。

（3）機構の取組状況について

- ・非担い手（出し手）への啓発がもっと必要である。対象を広げて農地の出し手に対する周知を強化することが必要である。
- ・制度活用のメリットが伝わっていないのではないかと。実際に機構を活用した出し手、受け手双方の声を、ホームページ等で見られる仕組みを構築してはどうか。

（4）農地の貸借実績等について

- ・出し手の確保が大きな課題である。出し手の掘り起こしは、中間管理事業だけではなく従来からの制度も含め全体で行っていくべきである。
 - ・地域毎の農地利用に対する方針が必要であり、目標数値を地域までブレクワカして、目標に対する進捗管理をしっかり行っていく必要がある。
- 以上のような意見を頂きました。本年度の業務実施にあたってはこれらの意見を業務に反映させて取り組んでいきたいと考えております。



評価委員会の様子

2 農地中間管理機構を軌道に乗せるための改善策について

農林水産省は、7月10日（金）に農地中間管理事業に関する都道府県責任者会議を本省講堂で開催し、農地中間管理機構を軌道に乗せるための改善策を各都道府県及び各県機構に示しました。会議で示された改善策は10項目あり、その内機構に関する改善策の主なものとして、

- 機構の現地職員及び委託先の市町村等の職員など、現地で農地集積のコーディネートを行う担当者を質・量ともに十分に配置し、その体制を公表すること。
- 機構が、受け手となる担い手農業者、新規参入希望者等と定期的に意見交換を行い、その結果（特に意見交換を踏まえて改善した点など）を公表すること。
- 機構の役員・本部職員が、現地で農地集積のコーディネートを行う機構及び委託先の市町村等の担当者等と定期的に打合せを行い、農地流動化に向けて適切に進行管理すること。

などが示されました。今後は、これら改善策の国への定期報告と併せて、改善策を業務に取り込みながら、2年目となる農地中間管理事業の本格実施に努めてまいります。

3 農地中間管理事業審査会（7月）について

機構は、7月21日（火）に平成27年度4回目となる農地中間管理事業審査会を開催しました。今回の審査会では、**重点実施地区3地区**と**個別案件**としてリタイアされる農業者や利用権の更新を行う農業者等の農地を対象として審査を行いました。重点実施地区3地区は、これまでも利用権設定を行っており、今回、未相続農地等で手続きが可能となった農地の利用権設定を行うものでした。

また、個別案件としてリタイアされる農業者等からの相談も増えており、経営転換協力金の交付要件の確認が取れた方の利用権設定が順次行われています。今後、機構から転貸された農地の周辺農地も耕作者集積協力金の対象となりますので、地域内での周知をお願いします。

【農地中間管理権取得等の審査地区】

- ◆重点実施地区3地区（えびの市・新富町・都農町）
 - ・機構が借り受けて貸し付ける農地面積 **32.3ha**
 - ◆離農する農業者及び隣接する農地を貸し付ける農業者等（14名）
（都城市・西都市・新富町・川南町・都農町・高千穂町）
 - ・機構が借り受けて貸し付ける農地面積 **5.9ha**
- 7月審査面積 38.2ha**
平成27年度転貸面積累計 157.2ha

4 県内での取組事例地区紹介（8）

第8回となる事例紹介は、神話の里高千穂町「中川登地区」です。

本地区は、高千穂町三田井の国道218号から天岩戸神社方面に向かう県道沿に広がる段々の水田（35ha）地帯で、水稻、葉たばこを基幹作物とし、農事組合法人を中心とした担い手が大豆栽培から手作り味噌、豆腐などを作る6次産業化にも取り組んでいるところです。

地区内の水田は約300筆あり、1枚当たりの平均面積が3a～5aと狭小で等高線に沿った区画形状となっています。

農地中間管理事業活用にあたっての集落の話し合いでは、「平場のない中山間地域では農地集積のメリットがない」などの意見が出される中、「集落の農地は自分たちで守っていきたい」「今、何もしなければ何も変わらない」などの声もあり、地域の財産である農地を有効活用して、後世に残していくためにも集落で今できることをやっておきたい。という住民の声を受け、農地中間管理事業に取り組むことになりました。

また、本地区は中山間地域等直接支払制度に取り組む集落でもあり、毎年、棚田を活用して田んぼアートを行ったり、集落の運動会、神楽の伝承活動などを行い、地域活性化に集落ぐるみで取り組んでいる集落でもあります。農地中間管理事業を平地の整備された農地だけではなく、中山間地域でも有効な制度として活用してもらうためにも、本地区での取組を町内での先行事例として、今後、拡大していくこととしております。

<中川登地区での農地中間管理事業に係る取り組み経緯>

- ◆H26.12.5 中川登地区における事業取組等について関係者による打合せを実施
- ◆H27.1.28 高千穂町農地中間管理事業推進チーム会議で中川登地区の事業推進について協議
- ◆H27.1.29 農事組合法人高千穂かわのぼり役員会にて事業説明会を開催
- ◆H27.5.20 中川登地区集落協定役員会にて事業説明会を開催
- ◆H27.6.16 地区内の農地所有者を対象とした事業説明会を開催
- ◆H27.7.7 事業取組に関するアンケート（6月実施）結果等の地元説明会を開催

中川登地区に広がる棚田

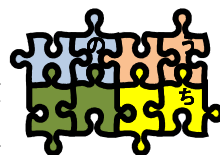


H26の田んぼアート



<農地第一課より>

農地中間管理機構だよりも本号をもって1周年となります。平成26年8月号を創刊号として、これまでに機構の活動状況や農地中間管理事業の県内取組地区の事例紹介等を行ってきました。農地中間管理事業も2年目となり事業の本格実施に向けて、さらなる事業推進が必要となってきています。この機構だよりでも引き続き皆様方に機構事業に関連する情報発信を行い、微力ではありますが重点実施地区の取組の一助になればと考えておりますので、今後とも御協力をお願いします。（事業担当）



農地中間管理機構だよりに関するご意見・ご要望は下記までお願いします。

公益社団法人 宮崎県農業振興公社 農地第一課 電話（直通） 0985-78-0210

メール mk-kosha@tulip.ocn.ne.jp